平成２５年（フ）第５１号
奈良県橿原市戒外町７番地　介護老人福祉施設香久山インパレス、住民票上の住所奈良県高市郡明日香村大字岡1164番地
債務者　島田　節子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
奈良県大和高田市昭和町８番13―706号　朝日プラザイーストウイング
債務者　岡﨑　登子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１102―03
債務者　熊澤　真子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄140番地の５
債務者　新垣内利夫
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番４―501号、前住所奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番30―302号
債務者　原田　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
奈良県橿原市木之本町210番地の３
債務者　松下　育美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
奈良県大和高田市土庫１丁目11番16号
債務者　山村　洋二
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
和歌山県田辺市神子浜１丁目２番52号、前住所和歌山県田辺市上秋津2072番地の１
債務者　那須　歳武
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１８号
和歌山県田辺市神子浜１丁目２番52号、前住所和歌山県田辺市上秋津2072番地の１
債務者　那須かつ子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第９３号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目１番地124
債務者　加茂　幸恵
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
埼玉県越谷市大字大里177番地１　リジェール越谷103
債務者　東海林美樹
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
埼玉県三郷市彦成２丁目96番地３　谷古宇第一ハイツ106
債務者　千葉　浩二
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番８―401号
債務者　平野　　勇
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
埼玉県三郷市鷹野４丁目320番地　高田マンション202号室
債務者　高浪　敏光
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
埼玉県越谷市大字三野宮426番地１　コスモ三野宮Ａ102
債務者　横山　慎二
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷729番地１
債務者　門倉　　章
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８９号
埼玉県比企郡小川町増尾406―６　リオグランデ102、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市丸山８番３号　小田急コアロードふじみ野507号
債務者　押田　　真
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部